

# 第5期下川町総合計画

## 第5期下川町総合計画

### 基本構想

平成24年3月一部変更



北海道 下川町

## 計画の目的

～総合計画はまちづくりの指針とビジョン～

### (1) 計画策定の意義

- 下川町では、平成22年度を目標年度とする「第4期下川町総合計画」を平成12年に策定し、「森林と大地と人が輝くまち・しもかわ」をめざして、まちづくりを進めてきました。第4期計画期間には、基幹産業である農業を中心とした産業振興及び地域資源である森林の整備と森林資源の活用をはじめ、道路・住宅・下水道などの社会基盤や生活環境の整備、保健・福祉などの住民サービスや施設を充実することで、かつての急激な人口減少傾向に一定程度、歯止めがかかりました。
- こうした中、平成12年に地方分権一括法が制定され、地方分権が実行段階に入るとともに、市町村合併問題や自治体財政の逼迫など、将来に大きな不安を感じましたが、本町では当面の間、合併をせずに単独町としての行政運営を選択し、平成17年度を「自律元年」として、地域自律のための未来像や指針、気概を示した、「下川町地域自律プラン」を策定、また、平成19年には、町民主権によるまちづくりを位置づけた「下川町自治基本条例」を制定し、これまで「自律」のまちづくりを進めてきました。
- 一方、急激な人口減少に歯止めはかかったものの、依然として、人口減少が続き、地域産業の低迷や少子高齢化など、今後のまちづくりにおいて課題となるものが極めて多くなっており、また、地球環境問題などが世界的な課題となっている今日、二酸化炭素の吸収効果など農山村地域が果たす役割はこれまで以上に増大している状況にあります。このようなことから、今後のまちづくりは、短期間で激変していく社会情勢への対応と、これまで積み重ねてきた取り組みを基本として、本町の持つ風土や文化、豊かな自然環境などの優れた地域特性はさらに伸ばし、町民だれもが心豊かに健康に働き、学び、暮らしていくことができる、持続可能な地域社会を創造していくことが重要となっています。
- 第5期下川町総合計画は、今後の本町のまちづくりの指針・ビジョンとなるもので、総合計画に基づき、町の特性を活かしつつ計画的かつ総合的にまちづくりを展開していくことを目的としています。

## 計画の指針

### (1) 下川町のまちづくりの方向性と個性を示す指針

- 町政の指針を体系的に示すとともに、まちづくりの方向性や下川町の個性を内外に提示することを目的としています。

### (2) 下川町の計画的な行政運営の指針

- 行政内部においては、計画的な行政運営の指針とし、成果を重視した効率的・効果的な行政運営を行うとともに、基本的な考え方を規定し、位置付けます。

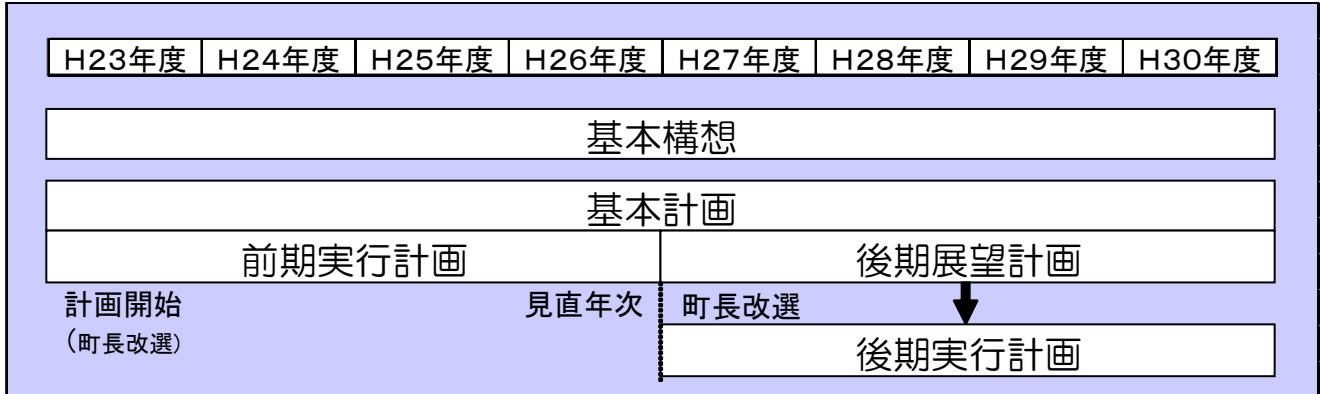
### (3) 町民の参加と下川町の主張を示す指針

- 町民主体の自治の確立に向け、町民や企業、民間団体等と行政が共通の目標を持ち、まちづくりへの理解と参加を促す指針とするとともに、町政推進の規律と規範とします。また、国や道に対しては、下川町の主張を提示するものとして位置付けます。

## 計画の期間

～平成23年度から平成30年度までの8年間～

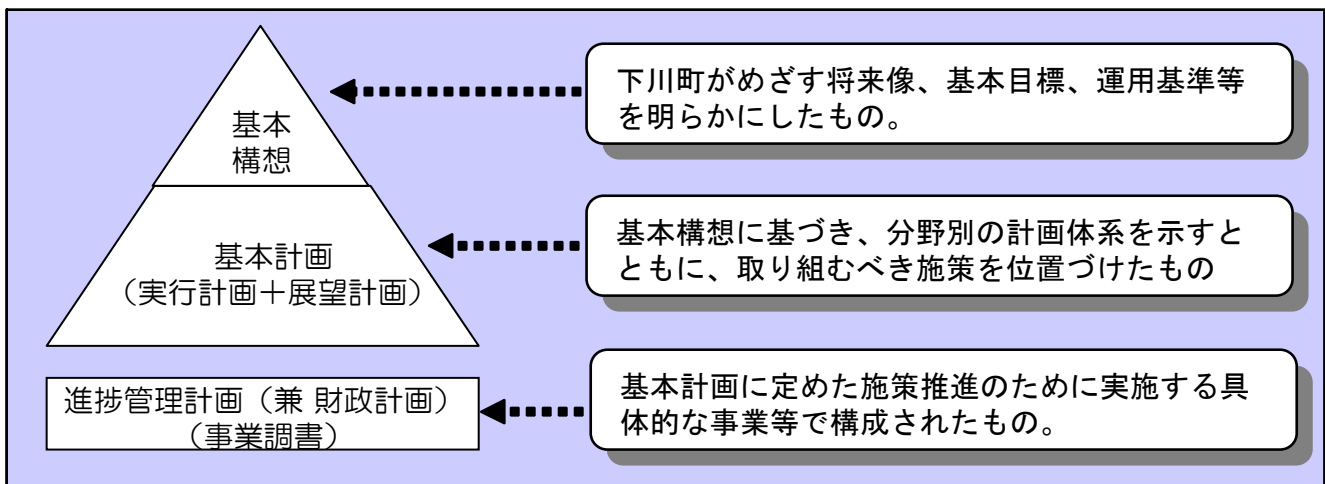
- この計画は平成23年度（2011年度）を初年度、平成30年度（2018年度）を目標年度とする8か年計画です。
- 短期間で大きく変化する社会情勢や計画と政策の整合性を図るため、町長任期に合わせた計画期間とします。（基本計画は4年ごとに見直し）



## 計画の構成

～「基本構想」と「基本計画」の2層構成～

- この計画は、「基本構想」、「基本計画（実行計画・展望計画）」及び「進捗管理計画（兼：財政計画）」で構成します。



- ①計画の構成は基本構想・実行計画（5年目以降は展望計画）の2層とします。
- ②実行計画は具体的な政策・施策と体系化した事業で構成し、政策・施策・事業の関係を明確にするとともに、実行可能な計画とします。
- ③進捗管理計画は全ての事務事業で構成され、事業費を積み上げた歳出計画に対し、歳入計画を加味した、精度の高い財政計画を兼ねます。

## 計画の運用

### (1) 計画の原則

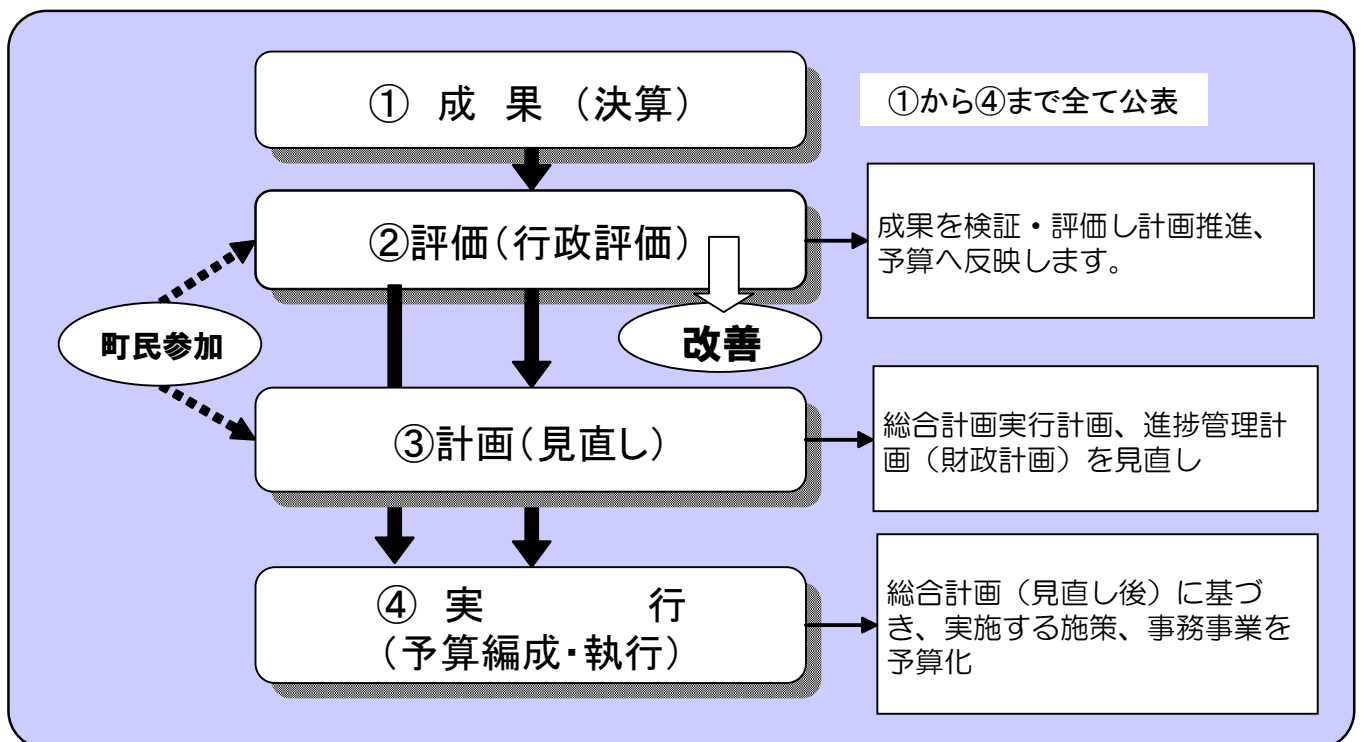
- 総合計画を最上位の計画と位置付け、町が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。
- 総合計画の運用は、下川町自治基本条例の規定に基づき、町民の参加、説明責任、情報公開などの手続き等を経ながら実行します。

### (2) 計画の見直し手続き

- 社会経済情勢の変化に弾力的に対応するため、必要に応じ計画を見直します。また、事業の進行を管理しその状況を公表するとともに必要に応じて説明機会を設けます。
- 基本構想の見直しは、自治基本条例に基づく手続きを経て、町民からの意見等を調整し議会へ提案します。
- 基本計画、進捗管理計画の見直しは、自治基本条例に基づく手続きを経て、町民からの意見等を調整し町長が決定します。

### (3) 計画の進捗管理

- 施策等の成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行い、その結果を分かりやすく公表するとともに、必要に応じて説明機会を設けます。
- 行政評価は、役場内部評価及び町民で構成する委員会により行い、評価結果を政策等に反映します。



#### (4) 財政運営

- 政策と財政の両立を図るため、財政運営基準を定めます。
- 計画期間における財政計画を策定し、将来を見据えた財政運営を行います。
- 総合計画見直しに伴う財政計画の見直しは、原則的に別に定める財政運営基準に従い行います。

#### (5) 予算編成

- 各年度の予算編成は、総合計画や行政評価等を踏まえ、別に設定する財政運営基準及び財政計画に基づき編成します。
- 財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して公表するとともに、必要に応じて説明機会を設けます。



#### (6) 地域実態と地域ニーズの把握

- より効果的に総合計画を推進するため、常に地域実態や地域ニーズの把握に努め、わかりやすい資料を作成し地域内の共有を図ります。

#### (7) 執行体制の整備

- 総合計画を効果的に推進するため、展開する政策等と連動した機動的で柔軟な執行体制を整備するとともに、社会経済情勢の変化や町政の課題に対応できるよう継続的に行政改革を断行します。
- 行政改革は、別に基本的な事項等を定めた行政改革大綱を定め、具体的な取り組みを進めます。

#### (8) 総合的な政策推進体制の整備

- 町政の戦略的な政策課題（重点政策等）を調査、研究及び推進するため、必要に応じて横断的な推進組織を設置します。
- 特定分野別の基本的な計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を図りながら進めます。
- 総合計画と特定分野別計画及び自治基本条例と各種条例の体系化を進めます。

#### (9) 関連制度の整備

- 総合計画を効果的に推進するため、別に関連諸制度の整備を図ります。

## 将来像(めざす姿)

～どういう町をめざすか～

### (現状)

本町は、かつての急激な人口減少は緩やかになったものの、依然、人口減少が続き、地域産業の低迷や少子高齢化など、今後のまちづくりにおいて対応すべき課題が変化・多様化しています。また、地球環境問題などが世界的な課題となっている今日、二酸化炭素の削減効果など農山村地域が果たす役割はこれまで以上に増大している状況にあります。

### (めざす姿)

このことから、今後のまちづくりは、短期間で激変していく社会情勢への対応と、これまで積み重ねてきた取り組みを基本として、本町の持つ風土や文化、豊かな自然環境や資源を活かし、町民だれもが心豊かに健康に働き、学び、安心して暮らすことのできる持続可能な地域社会の実現と町民主権による自治の確立をめざします。

このため、「<sup>もり</sup>森林と大地と人が輝くまち・しもかわ」を将来像とし積極的にまちづくりを進めます。

## ▽めざす目標値

| めざす目標値         | H21年度 | H26年度 | H30年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 下川町は住み良い所だと思う人 | 75.2% | 80%   | 85%   |
| 下川町に住み続けたいと思う人 | 72.0% | 80%   | 85%   |

※数値は住民意向調査（見直し時実施予定）

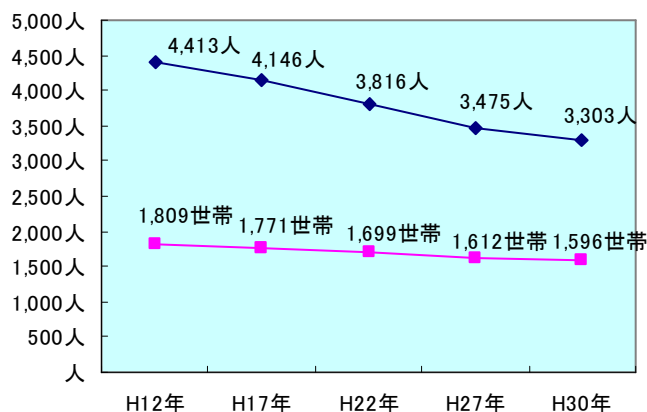
## ▽人口指標～まちづくりの規模～

人口指標 3,800人（定住人口3,500人＋交流人口300人）

- ①現状の少子化や厳しい地域経済状況、雇用環境が続くと目標年（平成30年度）では3,300人台の人口となることが想定されますが、近年のふるさと回帰や都市居住者の農業・林業への従事希望、森林資源を活かした新たな産業創造、既存基幹産業の強化などにより、生産年齢人口の社会動態（流入・流出）による減少を抑制することが期待できます。
- ②これまでの本町への来訪者（下商高通学、スズキ㈱、観光など）と合わせて、森林療法や森林体験ツアー、視察旅行など新たな交流人口の増加が見込まれます。
- ③このことから、産業振興策などによる社会動態を要因とした人口減少の抑制を見込み、定住人口については3,500人として、さらに交流人口の300人を加え、計画策定時人口とほぼ同人口の3,800人を計画期間における人口指標とします。

## ※人口推計結果

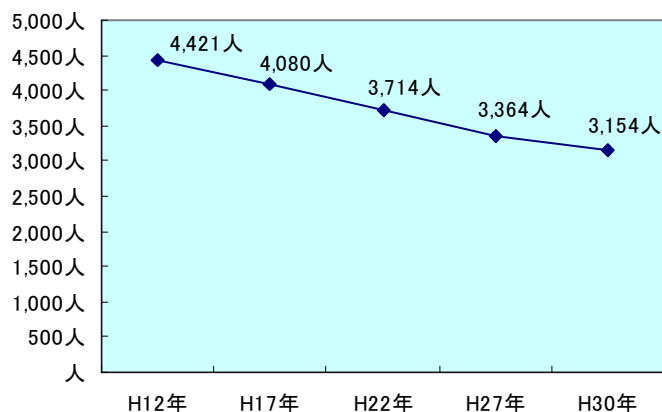
国勢調査ベース



■平成22年:3,816人→平成30年:3,303人

△13.4%(△513人)

住民基本台帳ベース



■平成22年:3,714人→平成30年:3,154人

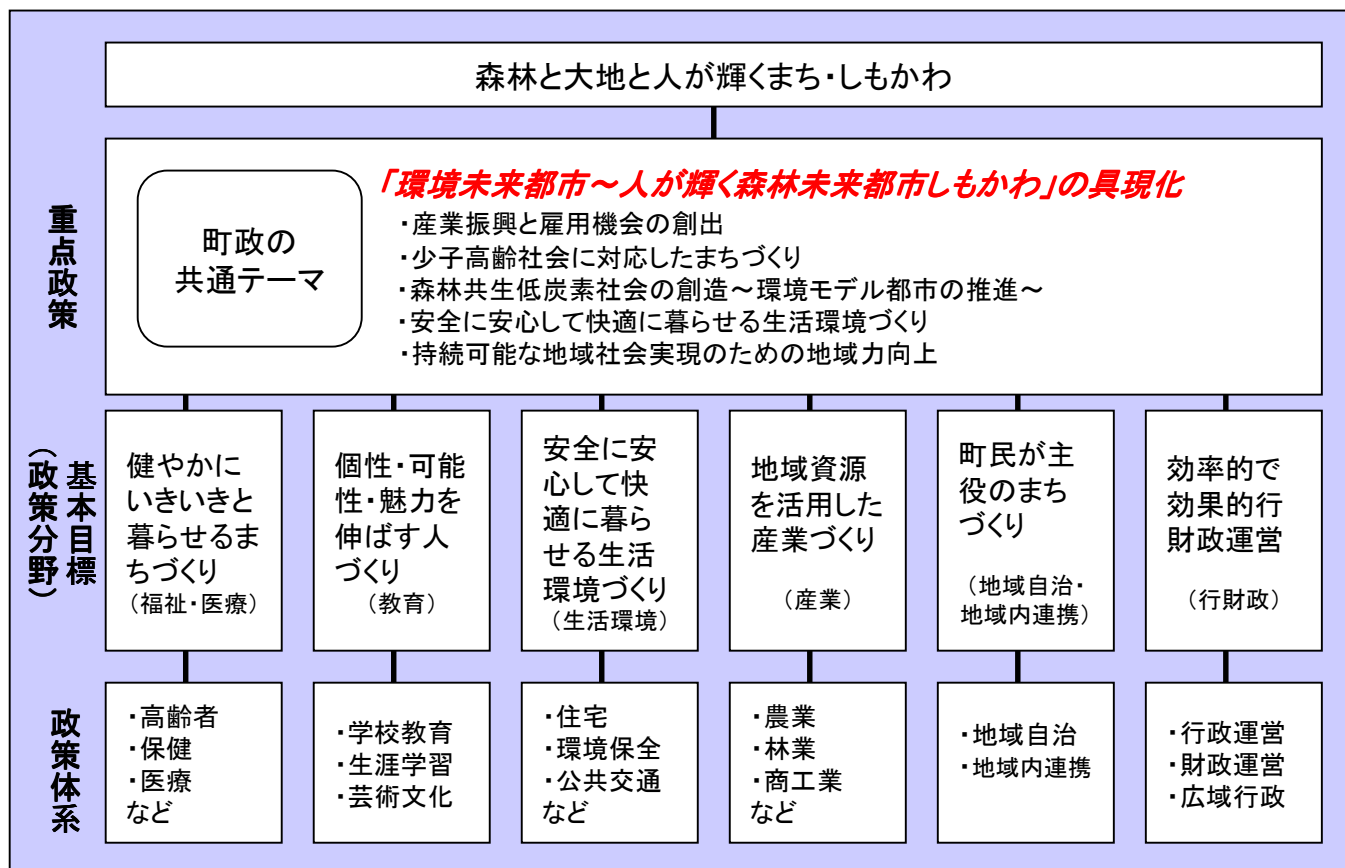
△15.1%(△560人)

### 展開する政策

～めざす姿に向けての政策～

- ①将来像（めざす姿）の実現のために重点的かつ横断的に推進する「重点政策」と6つの「基本目標（政策分野）」をもとに、総合的、計画的な町政を展開します。（内容は次頁以降に掲載）
- ②「将来像－重点政策－基本目標」に基づき、分野別の政策体系を示すとともに、取り組むべき施策を位置づけた基本計画（実行計画（前期4ヵ年）と展望計画（後期4ヵ年））を策定し、計画の具現化に取り組みます。（政策体系案はP16に掲載）

## ▽政策体系図



## 重点政策

### ～まちづくりの共通テーマ～

- ①現在、本町は、産業低迷や少子高齢化を起因とする課題の顕在化、住民ニーズの複雑多様化、また、地域の資源や特性を活かしたまちづくりに取り組んでいます。これら諸課題の解決や目的・目標の実現のためには、それぞれが自主的、主体的に取り組むを進めるとともに、全町的、横断的な視野に立ち、各分野間、主体間の連携を強め、取り組んでいく必要があります。
- ②このことから、全町的な課題または目標であり、かつ重点的に取り組む必要のある政策を「重点政策」として位置づけ、計画期間において重点的に取り組みます。
- ③重点政策は、「基本構想」に項目及び展開方針を設定し、具体的な取り組みは、計画開始後、展開方針に基づき行います。
- ④また、各分野での「施策」・「事業」の立案は、「重点政策」を共通のテーマとして、全体的、横断的な視点に立ち策定します。（重点政策＝まちづくりの共通テーマ）

## 「環境未来都市～人が輝く森林未来都市しもかわ」の具現化

### 重点政策「産業振興と雇用機会の創出」

- 基幹産業である農林業をはじめとする既存産業の振興、地域の資源や特性を活かした新たな産業創造などに取り組むとともに、あらゆる分野において雇用機会の創出を図ります。

### 重点政策「少子高齢社会に対応したまちづくり」

- 安心して子どもを産み、健やかに育てることができる子育て環境の充実や、高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくりを進めます。

### 重点政策「森林共生低炭素社会の創造～環境モデル都市の推進～」

- 森林共生低炭素社会の創造のため、地域特性である循環型森林経営を基盤とした、森林バイオマスの利活用等を進め、二酸化炭素の大幅な削減に取り組むとともに、地域産業の振興や環境に配慮した快適な生活環境等の具現化に取り組みます。

### 重点政策「安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり」

- 安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくりのため、地域実態に対応した防災、防犯体制の充実、公共交通や住宅、積雪対策、道路や公園などの生活基盤の整備を進めます。

### 重点政策「持続可能な地域社会実現のための地域力向上」

- 持続可能な地域社会の実現のため、住民自治や地域づくりへ参加するための条件整備及び地域内の多様な主体の連携などを強化、充実することで、地域の自治、防災、防犯、子育て、教育など、総合的な「地域力」の向上に取り組みます。

## 基本目標(政策)

### ～分野別の政策展開方針～

次の基本目標（政策）を基に、まちづくりを推進するとともに、基本計画（施策・事業）を立案します。

#### （１）基本目標「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」（福祉・医療）

##### （全体）

- ①現在、町民の３７．４％が６５歳以上の人口である一方で、１５歳未満人口は９．７％と人口に占める高齢者の割合が高く、今後も少子高齢化が進行することが予想されます。このことから地域内での見守り体制の構築など、施設・人材・団体等の社会資源の活用や保健・福祉・医療サービスを充実することで、すべての町民が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

##### （健康づくり・医療）

- ②健康に良い自然環境のもとで、すべての年代の町民が健やかに暮らすことができるよう、妊娠期からの健康づくりへの支援を進め、生活習慣病予防及び介護予防に努めます。
- ③医療における生活習慣病の割合が増加傾向にあり、国民健康保険の保健事業を充実し、生活習慣改善に努めます。
- ④町立下川病院は、町民が安心して暮らせるための医療機関として継続、充実するとともに、一次医療機関としての役割とあわせて、重症化予防や慢性期の病気治療、長期療養入院といった、今後予想される地域性に適合した医療体制の構築を図ります。

##### （高齢者支援）

- ⑤高齢者がいきいきと住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。また、高齢者は地域活動の重要な担い手であることから、健康づくりや生きがいづくりを進め元気な高齢者づくりを進めます。

##### （子育て支援）

- ⑥次世代育成支援行動計画を推進し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、母子保健、子育て支援センター、保育サービス、児童クラブを充実し、多様なニーズに応える子育て支援体制の確立を図ります。

##### （障がい者支援）

- ⑦障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、サービスの充実を図ります。

## (2) 基本目標「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」(教育)

### (全体)

- ①人口減少や少子化に伴い、児童生徒数が年々減少傾向にありますが、発達障がい等のある児童生徒数は増加しており、障がいの程度に応じた教育支援が必要になっています。また、生涯学習では、多様化する学習ニーズなど社会の要請に応える学習機会等の提供が求められており、町民が自主的に活動しやすい環境づくりが重要になっています。

### (学校教育)

- ②義務教育環境の充実を図り「確かな学力」の向上に取り組むとともに、地域資源を活用した森林環境教育など特色ある学校づくりを進めます。また、障がい等のある児童生徒への適切な学習支援を行うため特別支援教育を充実します。
- ③下川商業高等学校の存続を図るために、地域に開かれた魅力ある学校づくりへの支援を継続し、町内外からの生徒確保に向け、地域一体となった取り組みを進めます。

### (生涯学習・スポーツ)

- ④町民が生涯を通じて健やかに充実した生活を送るために、生涯各期における学習の機会を提供するとともに、学んだ成果を地域活動に活かす環境づくりに努めます。また、学校・家庭・地域社会が連携を深め、地域の教育力を活用した、学習活動の場を創出します。
- ⑤心身ともに健康で充実した生活を送るために、気軽にスポーツに親しむ機会の提供や施設の環境整備に努めます。また、本町のスポーツ文化であるノルディックスキーの振興を図り、スキージャンプ競技を中心に世界に通用する選手の発掘や育成強化に取り組めます。

### (芸術・文化)

- ⑥自主的な文化活動を推進する発表機会や芸術鑑賞等に触れる機会の充実を図るとともに、町民の郷土に対する理解や愛着を深めるため、地域文化の伝承活動の推進や文化財の保存活用を進めます。

### （３）基本目標「安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり」（生活環境）

#### （全体）

- ①地域実態に適応した社会資本整備や住環境の整備促進、防災・防犯・救急救助体制を充実します。また、本町のめざす「低炭素社会」の構築に向けた取り組みを町全体で進め、景観や環境保全を含め、全町的な視点に立ち、安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくりを推進します。

#### （住宅）

- ②快適、健康、安全で安心な暮らしの実現と低炭素で持続的な地域社会の構築に向けて、高齢化や環境に配慮した住環境の整備促進、快適で長期に渡って使用できる住宅づくりを促進します。また、町内に点在する空き屋や空き地について市街地整備や景観など様々な観点から対策を講じ、これらを中心として産業振興施策、福祉施策及び定住施策などと連携した総合的な住宅施策を進めます。

#### （社会資本整備）

- ③安全に安心して快適に暮らせる住民生活を確保するため、高齢化や利便性に配慮した道路整備と維持管理、公園の整備と利活用の促進、下水道などの水洗化促進と施設の適切な整備、維持管理を進めます。また、様々な水需要への対応と安定的な水道水の確保のため、サンプラダ建設などと連携した施設整備を促進するとともに、適切な維持管理を進めます。

#### （安全安心）

- ④町民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、町民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、防災組織、災害予防、災害応急体制などの防災体制を充実、強化します。
- ⑤災害の種類に即応する予消防体制を強化するとともに、地域ニーズに適応した救急救助体制を充実します。
- ⑥洪水などの危険から町民を守るため、関係機関や団体と連携を図りながら、サンプラダの早期建設を促進します。
- ⑦町民自らの防犯意識を啓発するとともに、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみの防犯活動を推進します。
- ⑧町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、交通マナーの向上を促すとともに、交通安全団体の育成強化を推進し、交通事故防止に取り組みます。

#### （環境保全）

- ⑨地域の特性にあった環境保全対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない循環型社会をめざします。

#### （公共交通）

- ⑩町民の足である生活交通の確保を図り、町民の利便性の向上と地域性にあった新たな公共交通を再構築します。

#### （積雪・寒冷対策）

- ⑪冬期間における、安全に安心して快適に暮らせる生活環境の確保のため、高齢化への対応など地域の特性にあった除排雪体制の確立としくみづくりを進めます。

#### (4) 基本目標「地域資源を活用した産業づくり」(産業)

##### (全体)

- ①本町の地域産業は大変厳しい状況にあり、雇用の場の縮小が人口減少の大きな要因となっています。このことから農業、林業、商工業、観光の基盤強化、地域の資源や特性を最大限に活かした新たな産業創造、産業間連携による地域ブランドの確立、人材育成等に積極的に取り組み、産業の活発化と雇用機会の創出を図ります。
- ②地域産業の発展、安定の妨げとなる鳥獣や病害虫などからの被害予防、抑制対策を講じます。

##### (農業振興)

- ③農業者の経営責任を尊重しつつ、農業所得の向上を図るため「土づくり」を始めとした生産基盤の拡充により単位生産性の高い農業経営を目指すとともに、費用の縮減を図る農業経営と農業者の相互交流による農業技術向上の取り組みが促進されるよう支援します。
- ④「人づくり」を積極的に推進するため、担い手を確保し新規就農予定者並びに新規就農者に対する営農環境を整えるための支援を拡充するとともに、農業従事者等の人材を確保する体制づくりを進めます。

##### (林業・林産業振興)

- ⑤循環型森林経営の確立を目指し、F S C森林認証基準(※1)に基づいた計画的な森林施業を推進し、雇用の場の確保、資源の充実と安定供給を図ります。
- ⑥林道網の整備、機械化、集約化を進め、生産コストの低減を図るとともに、木材生産・流通・加工までのいわゆる「川上」から「川下」が一体となった、木材消費の拡大や生産流通体制強化を進めます。
- ⑦地域林業振興のための担い手(人材育成)づくりを進めます。

##### (商工業振興・新産業創造・雇用の確保)

- ⑧企業等の経営の強化・革新、地場産業の技術高度化や高付加価値製品の開発などにより、地域ブランドを確立し就業率を高めるとともに、若者、高齢者、女性が就業しやすい環境整備、意欲ある人の起業や事業継承などを支援し、住民サービスの向上及び地域の雇用機会を確保します。また、地域の資源や地域産業に密着した企業の誘致、誘致企業との経済交流を拡大します。
- ⑨地域のイベント観光、体験観光、産業観光等の体制を確立し、日本国内に止まらず、中国をはじめとするアジア諸国等との人的、物的交流を促進します。
- ⑩再生可能エネルギー(※2)活用による地域のエネルギー自給率の向上を図り、地域密着型の産業振興を促進します。
- ⑪第6次産業化(※3)と産業クラスター(※4)創造による地域経済の振興を図ります。

#### ※1「FSC森林認証」

→国際的な第3者機関が森林の管理を包括的に評価・認証するもので、認証は、環境への配慮、社会的利益の尊重、経済の持続可能性といった事項を柱に、森林管理を適正に行われている森林を認証する制度です。

#### ※2「再生可能エネルギー」

→自然界に存在（バイオ燃料や太陽光、雪氷熱など）し、一度使っても、短期間で再生できて枯渇しないエネルギー資源で、枯渇性燃料（石油などの化石燃料等）が持つ有限性への対策、地球温暖化の緩和策として、有効性と必要性が指摘され、近年利用が活発化しています。

#### ※3「第6次産業」

→第1次産業（農林業）が加工（第2次産業）・流通販売（第3次産業）などにも業務展開している経営形態（複合化）を表し、このような経営の多角化を6次産業化と呼びます。

#### ※4「産業クラスター」

→下川で取り組まれている「産業クラスター」とは、取引、技術、資金、人材などの面で各種地域産業を連結（＝房化・群化）した産業群を形成することで、現在地域にある競争力のある産業を軸とした形成、地域全体・産学官で、外部とのネットワークを形成・強化、他にないもの、他に先駆けるもので競争優位に立つという概念のもと取り組みを進めています。

### （5）基本目標「町民が主役のまちづくり」（地域自治・地域内連携）

#### （全体）

- ①人口減少や高齢化などにより、公区等による地域自治活動の担い手不足や活動の停滞が懸念されることから、地域活動の活発化や広報広聴活動の充実、情報提供を推進します。

#### （地域自治）

- ②公区の組織強化、育成に努めるとともに、町民主権による自治の確立に向け、積極的な情報提供や参加機会の拡大、対話、自主的活動への支援等を行い、自治能力の高い地域づくりを進めます。

#### （地域内連携）

- ③より良い地域社会の形成に向け、町民、団体、議会、町など地域内の多様な主体の連携を強化・充実し、地域課題に対する解決力を高めます。

### （6）基本目標「効率的で効果的な行財政運営」（行財政）

#### （全体）

- ①地域主権の流れの中で、住民の身近な基礎自治体が重視され、地域住民の自らの判断と責任において、主体的に地域の諸課題に取り組んでいく時代へと移り変わろうとしています。また、国税収入の減少や国債残高の増加等による国家財政の悪化により、地方財政対策の縮小などが今後予想されます。このことから、地域のことは地域で考え合意、判断し、限られた財源の中で効果的な行財政運営を行い、「自律」した地域経営を展開することがこれまで以上に重要となっています。

#### （行政運営）

- ②「下川町自治基本条例」に掲げた「町民主権の町政運営」、「自治の確立」に向け、本条例の適切な運用と、町民の視点に立った、効率的・効果的な行政運営を行います。
- ③複雑多様化する町民ニーズや短期間で変化していく社会情勢等に対応した、質の高い行政サービスを提供するため、継続して行政改革に取り組みます。

#### （財政運営）

- ④将来を見据えた規律ある財政運営を行い、財源の効果的な運用と健全財政の堅持に努めます。

#### （広域行政）

- ⑤効率的な町政運営や共通する課題解決のため、国や道、他の市町村との連携、協力を進めます。

# 政策体系

～総合的、計画的にまちづくり施策を展開～

## 第5期下川町総合計画政策体系図

